規　　則

「千曲市財務規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和８年１１月２０日

千曲市長　小川　修一

千曲市規則第２７号

千曲市財務規則の一部を改正する規則

千曲市財務規則（平成15年千曲市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第８条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

(7)　前号の規定にかかわらず、訂正する書類が電子契約システム（電気通信回線を通じて接続されている電子計算機を利用して契約を締結するためのシステムをいう。）によるものである場合は、訂正することができない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第75条に次の１項を加える。

３　請求者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請求者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第111条第３項中「開札時刻」を「予算執行者が別に定める日時」に、「なかったもの」を「無効」に改め、同条第４項から第６項中「電子入札」を「公有財産電子入札」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（電子入札）

第111条の２　前条の規定にかかわらず、予算執行者が指定する入札に当たっては、入札者は、電子入札システム（建設工事等の入札に関する事務を執行するための電子情報処理組織をいう。）による入札（以下「電子入札」という。）を行うことができる。この場合において、予算執行者が別に定める日までに電子入札が行われないときは、当該入札を無効にする。

２　前項に定めるもののほか、電子入札に係る入札の方法その他の手続については、別に定める。

第112条各号列記以外の部分中「入札書」の次に「（電子入札に当たっては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）」を加える。

第113条中「当初に入札した入札者のうち、現に開札の場所にとどまっている者に入札をさせるものとする」を「直ちに、再度入札をすることができる」に改める。

第114条第３項中「５日以内」の次に「（千曲市の休日を定める条例（平成15年千曲市条

例第２号）第１条に規定する休日に当たるとき、これらの日を除く。）」を加える。

第116条に後段として次のように加える。

この場合において、当該入札が電子入札の対象とする入札（以下「電子入札案件」という。）であるときは、予算執行者は、開札の結果を記録した電磁的記録を併せて作成するものとする。

第116条に次の１項を加える。

２　入札の経過及び入札結果等の公表については、別に定める。

第117条第２項中「第96号）」の次に「（電子入札案件にあっては、指名通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）」を加える。

第122条中「契約書」の次に「（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

第257条中「第243条の２の８第１項後段」を「第243条の２の９第１項後段」に改める。

附　則

この規則は、令和９年１月１日から施行する。ただし、第257条の改正規定は、公布の日から施行する。